

令和5年5月1日

## 1 利用申込み

利用申込みは、当協会窓口で申込みしてください。なお、予約については電話・メール予約ができます。貸出手続きの際に利用申込書に必要事項を記入しご提出ください。また、申請の際に、身分を証明出来るもの（運転免許証，健康保険証，学生証など）を提示してください。

なお、利用申込申請者は、高校生以上に限らせていただきます。中学生以下の方がご利用になられる場合は、保護者同伴の上、保護者（大人）の方の申請によりお申し込みください。

一般社団法人京丹波町観光協会事務局

電話：0771-89-1717

Mail：info@kyotamba.org

## 2 個人情報の取り扱い

本サービスの利用に関して、京丹波町観光協会が知り得た個人情報については、本業務以外のことには一切使用しません。

## 3 利用料金

基本利用料金は1台あたり1日1,200円（貸出料金1,000円、保険料200円）とします。

## 4 利用時間

利用時間は、貸出日当日の午前9時00分から午後4時00分までとします。

## 5 利用条件

- (1) 貸出・返却とも営業時間内に行ってください。
- (2) 貸出・返却は一日毎で、原則として日を連続して貸出することができません。
- (3) お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。
- (4) ヘルメットの着用を推奨します。

## 6 自転車の故障

利用中に自転車が故障した場合は、京丹波町観光協会事務局（TEL:0771-89-1717）までご連絡ください。利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。なお、当協会の事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。

## 7 自転車損害賠償保険

自転車損害賠償保険に加入します。事故が発生した場合は、保険の範囲内での補償となります。補償の内容は以下の通りです。

被保険の対象		利用者
補償の範囲		自転車搭乗中のみ
利用者に係る補償	死亡後遺障害	200万円
	入院日額	3,000円
	通院日額	2,000円
対人・対物	賠償責任保険	3億円
1名あたりの保険料		200円

## 8 貸出品の紛失・破損・盗難

利用期間中に貸出品の紛失・盗難等に遭遇した場合は、速やかに貸し出した案内所まで連絡してください。さらに利用者による過失が認められた場合は、違約金をいただく場合があります。

## 9 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険個所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

## 10 規程等の変更

当規程・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

## 11 利用取消

利用者が利用規程に違反した場合は、貸出時間中であっても、利用を取消し、自転車を速やかに返還していただきます。また、利用規程の違反により当協会もしくは第三者に被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。